

明石市第4次地域福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨

地域福祉計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示す計画として策定するものであり、本市では2016年3月に「明石市第3次地域福祉計画」を策定し、「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を基本理念として掲げ、様々な施策や事業に取り組んできました。

本年度をもって現計画の期間が終了することから、これまでの取組の成果や残された課題、また社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、福祉分野における各個別計画を横断的につなぐ役割をもった、福祉施策の方向性等を示す第4次地域福祉計画を策定し、明石市第6次長期総合計画である「(仮称)あかしSDGs推進計画」が定めるまちづくりの方向性を踏まえた、誰一人取り残さない、「やさしい共生社会の創造」に向けた「福祉のまちづくり」のさらなる推進を図ります。

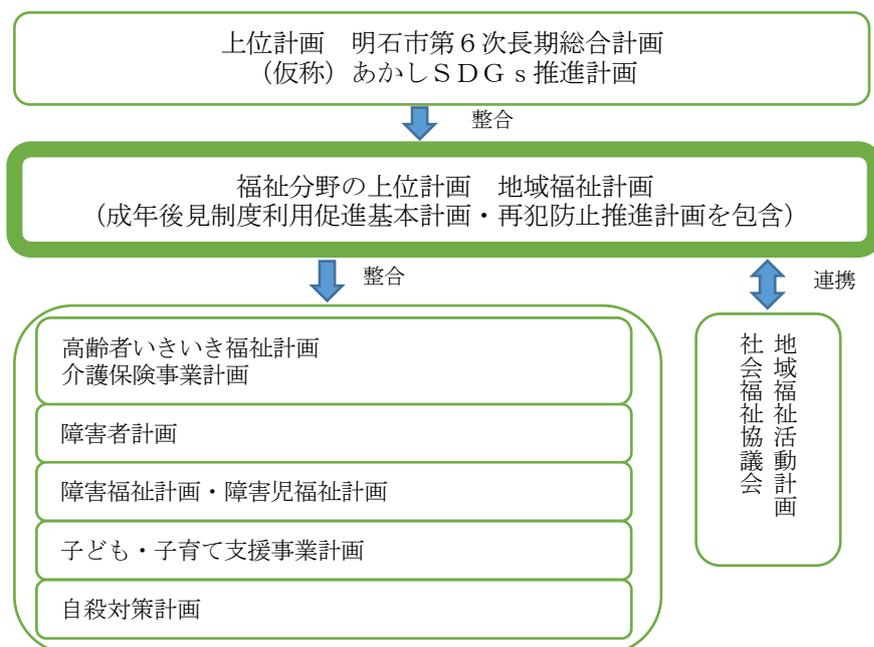
2 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「(仮称)あかしSDGs推進計画」を上位計画とし、本市の高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通事項を記載する、福祉分野における上位計画として位置付けます。

また、本計画には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含します。

加えて、明石市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画と一体的な策定を行います。



(2) 計画期間

2022年度から2025年度までの4年間とします。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行います。また、「(仮称)あかしSDGs推進計画」との整合性を図ります。

3 今後のスケジュール

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 2021年～7月 | ニーズ調査の実施 |
| 10月 | 第2回社会福祉審議会 計画素案の提示 |
| 12月 | 市議会に計画素案を報告
パブリックコメントの実施 |
| 2022年 1月 | 第3回社会福祉審議会 最終案の確定 |
| 3月 | 市議会に最終案を報告 |